

## 工事請負成績評定要領

制 定 平成 3 年 10 月 1 日

最近改正 平成 30 年 10 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要領は、本市が締結した工事請負契約の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第 2 条 評定の対象は、契約金額が 200 万円以上の工事請負契約とする。ただし、浚渫工事等で総務部長が必要でないと認めたものについては、省略することができる。

### (評定者)

第 3 条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、守口市契約規則（昭和 39 年守口市規則第 16 号）第 27 条第 1 項に定める検査職員及び守口市工事監督規程（平成元年守口市規程第 5 号）第 2 条第 1 号に定める監督員とする。

### (評定の方法)

第 4 条 評定は、工事請負契約ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、検査職員又は監督員が確認した事項を工事成績採点基準に基づき、それぞれ独立して厳正かつ的確に行うものとする。ただし、一つの工事の評定者が複数となる場合においては、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。

3 評定は、工事成績採点基準に基づき工事成績評定書〔土木工事・舗装工事・造園工事〕（別記様式第 1 号）及び工事成績評定書〔建築工事・設備工事〕（別記様式第 2 号）によって行うものとする。

4 工事の内容によって、工事成績評定書（以下「評定書」という。）の各考査項目において、評定の対象とならないものがある場合には、次の式によって計算した換算点で、評価するものとする。

$$\text{評定された点数の合計} \times \frac{100}{\text{評定された項目の最高点の合計}} = \text{換算点}$$

### (評定書の作成等)

第 5 条 評定者は、工事の完成検査終了後、直ちに評定書を作成するものとする。

2 評定書は、工事担当部課長、検査担当部課長、契約担当部課長の順に関

覧する。

3 評定書は、前項の閲覧をした後、契約担当課で保管する。

(工事成績の通知)

第6条 契約担当課長は、評定書をもとに工事成績通知書〔土木工事・舗装工事・造園工事〕(別記様式第3号)または工事成績通知書〔建築工事・設備工事〕(別記様式第4号)を作成して工事担当課長に送付し、工事担当課長は工事成績通知書を速やかに当該契約の相手方に通知するものとする。

(工事成績の説明請求)

第7条 前条に規定する通知を受けた受注者は、その工事成績結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に工事成績結果に関する説明請求書(別記様式第5号)により、契約担当課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当課長は、前項の規定による説明を求められたときは、速やかに、検査担当課長及び工事担当課長と協議のうえ、当該説明請求に対する回答書(別記様式第6号)により回答するものとする。

3 契約担当課長は、第1項の請求期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適正を欠くと認められるときは、請求を受け取った日から起算して14日(「休日」を含む。)以内にその請求を却下することができる。説明請求の却下は、却下通知書(別記様式第7号)により受注者に通知する。

附 則

この要領は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。